

ひょうごケア・アシスタント推進事業プロポーザル募集要項

1 プロポーザル実施の目的

介護業務に接する機会がない地域住民（一般県民）が、介護保険施設や在宅介護サービス事業所等において研修期間を設けて周辺業務に従事する「ひょうごケア・アシスタント（CA）制度」を実施することで、介護業務への理解を促進し、介護現場への多様な人材の参入促進を図るひょうごケア・アシスタント推進事業を進めるにあたり、委託事業者選定に係るプロポーザル審査（以下「プロポーザル」という。）を行う。

2 委託事業

ひょうごケア・アシスタント推進事業

3 契約期間

プロポーザル実施後に選定される委託事業者との委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

ひょうごケア・アシスタント推進事業の実施。詳細は別添「ひょうごケア・アシスタント推進事業プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

5 委託料

金5,723,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする

6 応募資格

次の条件を全て満たす、事業を遂行する能力を有する者であること。また、複数の企業・団体の共同体により応募することも可能とするので、その際は代表企業が申請すること。

(1) 法人その他の団体（個人を除く）であって、介護現場の業務切り出し支援や人材マッチング支援等の業務を適切に遂行できる能力を有すること。

※人材マッチング支援等に係る業務については、無料（又は有料）職業紹介許可を取得している企業であること。

単独企業で全要件を満たす場合のほか、共同提案において構成企業が分担して要件を満たす形での応募も認める。（共同企業体で応募する場合は人材マッチング支援を担当する企業が無料（又は有料）職業紹介許可を取得していれば足りるものとする。）

(2) 「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づく更生手続開始の申立て及び「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 本件公募開始日からプロポーザル提案書の提出までの間に、県の指名競争入札における指名停止を受けていないこと。

(4) 過去3年間いずれの年度においても法人税や法人県民税・事業税の未納がないこと。

- (5) 「暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）」に規定する、次に掲げる者に該当しないこと。
- ① 条例第2条第1号で規定する暴力団
 - ② 条例第2条第3号で規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - ④ 次のいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ウ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) (5) に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。
- (7) 宗教又は政治活動を主たる目的とする法人ではないこと。
- (8) 当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- (9) 共同企業体による参加
 - ① 全ての構成員が、上記（1）～（8）の資格を満たさなければならない。
 - ② 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員を兼ねておらず、単独企業での参加もしていないこと。

7 委託事業の内容

ひょうごケア・アシスタント推進事業の実施。詳細は別添「令和8年度ひょうごケア・アシスタント推進事業 仕様書」のとおり。

8 提出書類

- (1) 応募申請書（様式第1号）
- (2) 提案者概要兼企画提案書（様式第2号）
- (3) 収支計画書（様式第3号）
- (4) その他提案の補足資料等（様式任意）
- (5) 共同企業体届出書（共同企業体で参加の場合のみ、様式第4号）
- (6) 共同企業体委任状（共同企業体で参加の場合のみ、様式第5号）
- (7) 役員、職員（事業関連者）名簿（様式任意）
- (8) 法人の定款・規約等
- (9) 直近の事業報告書（様式任意）
- (10) 直近1年間の収支報告書及び貸借対照表又は財産目録（様式任意）

- (11) 会社案内、事業概要等
 - (12) 納税証明書
 - (ア) 税務署で発行する「消費税又は地方消費税に滞納のない証明」
納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」
 - (イ) 県税事務所で発行する「全ての県税に滞納のない証明」
納税証明書（3）
※兵庫県内に事業所がない場合は、誓約書（様式第7号）
 - (13) 誓約書（様式第8号）
 - (14) 職業紹介事業許可証（有料職業紹介事業許可の場合は手数料表含む）
- ※（5）～（13）について、共同企業体で応募する場合は全ての構成員分を提出すること。
※（14）については、共同企業体で応募する場合は人材マッチング支援を担当する企業のみの提出で可とする。

9 企画提案書の作成

- ① 企画提案書に記載する内容について
 - (ア) 仕様書で示す企画提案内容
 - (イ) 業務実施の組織体制
- ② 企画提案書の作成方法
 - (ア) 企画提案書の作成に当たっては、過度に冗長にならないよう、必要な内容を簡潔に記載し、20ページ以内とする。表紙の次のページは目次とし、企画提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連でつけること。
 - (イ) 文章を補完するための、写真、イラストなども活用すること。
 - (ウ) 文字サイズは図表中の文字を除き、12ポイント以上とすること。
 - (エ) 提出書類は全て日本語で記載すること。
 - (オ) 審査委員会では提案者の団体を伏せて匿名で審査を行うため、提出書類（1）から（4）は、様式第1号以外には提案者の団体名等を記載しないこと。（様式第1号以外で団体名を記載する場合は、「当社」「当団体」等の表現を使用すること。）
なお、提出書類（5）から（13）については、団体名が記載されていても差し支えない。
 - (カ) その他、審査の必要上、後日、追加資料の提出を求めることがある。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、本事業選定のためのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。
- (2) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。
- (3) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

11 応募手続

- (1) 提出方法及び提出先

電子ファイル及び紙媒体両方での提出を必須とする。

①電子ファイル：以下の URL から提出

<https://hyogoken.form.kintoneapp.com/public/careassistant-proposal>

※添付できるファイルの容量が 1 ファイルにつき 10MB までのため、10MB 以上のファイルを添付する必要があるときは、ファイルを分割して添付すること。

※会社案内の冊子等で、電子ファイルの送付が難しい場合は、紙媒体のみの送付でも可とする。

②紙媒体：1 部（原則 A4 版・片面印刷とする。）

提出先：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

兵庫県福祉部高齢政策課 介護人材対策班 宛て

（2）提出期限

令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 5 時必着

※電子ファイル及び紙媒体ともに同期限とし、どちらか一方でも提出が遅れる場合は無効とする。

12 公募要領の内容に関する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式第 6 号）により提出すること。

（1）提出期限

令和 8 年 2 月 19 日（木）午後 3 時必着

（2）提出方法

電子メールにて、「質問書」（様式第 6 号）により高齢政策課介護人材対策班に提出

E-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

（3）留意事項

件名に「ひょうごケア・アシスタント推進事業プロポーザルに関する質問」と記載すること。

電話による質問の受付は行わない。

（4）質問に対する回答

令和 8 年 2 月 25 日（水）までに、応募者全員に対して回答の内容を連絡する。なお、確認に時間をする質問については、期限までの回答ができない旨を連絡する。なお、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

13 事業者の選定

（1）提案の審査

別途実施する審査委員会による審査の結果に基づき事業者を決定する。

（2）審査基準

① 委託業務目的に合致する事業内容であること。

② 県内市町、関係団体等と連携・地域資源を活用し、より効果的な事業の実施が期待できること。

- ③ 経費の積算が具体的かつ効率的な内容であること。
- ④ マッチングした参加者が継続して就労可能な仕組みとなっていること。
- ⑤ 広報活動、伴走支援、マッチング支援の体制が充実していること。
- ⑥ 個人情報等の情報管理体制を整えていること。

(3) 審査の方法

- ① 事務局が参加資格の確認を行い、これを通過した者のみ、プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）において提案内容を審査する。
- ② 審査会では、提案者によるプレゼンテーションを行う。この場合、参加資格を有する提案者に対して、審査会の日程・場所等を別途通知する。ただし、応募者多数の場合は、数社程度まで絞った上で実施する。なお、プレゼンテーション実施にあたっては、出席者は1提案につき4名以内とし、応募図書のみを使用し追加資料の提出は原則として認めない。提案は（2）の審査基準に沿った提案を行うこと。
- ③ 審査基準に基づき、審査会による審査を行い、業務を委託する契約候補者（及び次点者）を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とする。
- ④ プロポーザル参加資格を有する提案者が1者の場合においても審査を実施するものとし、審査の結果、60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者とする。

なお、審査の内容や経過等についての問合せ等には応じないこととする。

(4) 審査結果の通知等

審査結果は、応募者全てに対して文書で通知する。

(5) 選定後の取り扱い

選定された事業者は、「ひょうごケア・アシスタント推進事業委託契約」の契約予定者となる。

14 選定後の手続き

- (1) 契約予定者は、選定結果通知後、直ちに委託契約締結に向けて県と協議を行うこととする。
- (2) 契約内容は仕様書に沿った提案書に基づいて決定する。なお、当該仕様書については変更することがある。
- (3) 県は、契約予定者と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と契約予定者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (4) 契約担当者は、契約締結後において、契約予定者が提案事項について、失格事項または虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。
- (5) 契約予定者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を、受託者決定後7日以内に県の指定する方法により納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときはこの限りではない。

- (6) 契約予定者は、選定後に「6 応募資格 (2) (3)」の事由に該当したときは、速やかに契約担当者に申し出なければならない。
- (7) 契約担当者は、前項の申し出を受けた場合、当該契約予定者の選定を取り消し、次点の者を選定する。
- (8) 契約予定者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該契約の全部又は一部を解除し、契約料の支払いを停止し、又は契約予定者に対して支払った契約料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (9) 契約予定者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）をこの契約が終了する日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間保存すること。
- (11) 契約予定者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。
- (12) 契約予定者は、当該契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。

15 プロポーザル等実施スケジュール

内容	期日
募集開始	令和8年2月12日(木)
質問締切	令和8年2月19日(木) 午後3時
質問に対する回答	令和8年2月25日(水)
申込締切り	令和8年3月5日(木) 午後5時
提案審査	令和8年3月9日(月)～20日(金) (予定)
審査結果通知	令和8年3月26日(木)～31日(火) (予定)
契約締結	令和8年4月上旬
事業実施期間	令和8年4月上旬～令和9年3月31日
実績報告	令和9年4月上旬

16 問合せ先

兵庫県福祉部 高齢政策課 介護人材対策班 田中

住所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-362-4401 FAX：078-362-9470

E-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp